

福祉サービス第三者評価結果表

①第三者評価機関名

NPO法人ナルク岐阜福祉調査センター

②施設・事業所情報

名称：岐阜県中央子ども相談センター	種別：一時保護所	
定員：30人		
経営主体：岐阜県		
職員数（保護課職員のみ）：常勤職員 14人		
専門職員（保護課職員のみ）	専門職の名称	人数
	学習指導専門職	4人
	個別対応専門職	1人
	児童心理相談員	1人
	保健指導専門員	1人
	感染症対策指導専門職	1人
	施設業務専門職	3人
施設・設備の概要	居室 18室	男児 7部屋 女児 8部屋 幼児室 ①部屋 男女兼用 ②部屋
	生活相談室 3	学習室 ②部屋 多目的室 ①部屋
	リクレーション室 1 保育室 1 事務室 1 調理室 1 面接室 1 食堂 1	

③理念・基本方針

●理念

- 【安全安心】 子どもたちが心身ともに安全で安心できる環境を提供します
- 【受容傾聴】 子どもたちの気もちに寄り添い、子どもたちの言葉に耳を傾け一緒に考えます
- 【個性尊重】 子どもたち一人一人の個性を大切にされた支援に努めます
- 【連携協働】 児童福祉司、児童心理司と力を合わせて、子どもたちを支援します
- 【自己研鑽】 ケアの質の向上を目指して、研鑽に努めます
- 【権利擁護】 子どもの権利が守られ、意見表明の機会を確保します。

●基本方針

1 一時保護所職員の役割【安全安心】

- ・一時保護所は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離し保護する施設である。
- ・一時保護は、子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、一時保護所職員は、子どもへのケア・アセスメントの原則をもとに、生活を通して子どもの安全を確保し、安心感を与えるケアを行う。
- ・一時保護所職員は常に子どもから見える場所において、いつでも子どもが話しかけることができる環境を作る。

2 一時保護職員の基本姿勢【受容傾聴】

- ・一時保護所の支援は短期間であるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保し、安心感を与える支援を行うことである。そのためには子どもたちの気持ちを共感的に受け止め、子どもの言葉に耳を傾け、時には、子どもが表す大人への怒りや不安な気持ちを受け止めなければならない。

3 一人一人の子どもを大切にされた支援【個性尊重】

- ・入所理由や現在の表面的な現象のみに目を向けるのではなく、その背景にある要因や心理状態を十分に理解し、集団生活においても細やかな個別的配慮を行う。
- ・一人一人の子どもの特長や個に応じた対応を心掛ける。子ども自身が「ここでは守られている」と感じられる場所にする。

4 児童福祉司、児童心理司との連携【連携協働】

- ・一時保護中の子どもへの支援は、一時保護所職員だけで行うものではなく、担当児童福祉司、児童心理司と協働で実現する。
- ・一時保護所職員は児童相談所の機能を熟知したうえで、一時保護所が担うべき役割を認識し、子どもと真摯に向き合い、子どもの願いを担当児童福祉司に伝え議論することで子どもの最善の利益実現を目指す。

5 専門性の向上【自己研鑽】

- ・一時保護所職員は、子どもの生活支援や学習支援、行動観察、緊急時の対応等の業務

を担うため、内部の職員又は外部の専門家から指導を受ける機会を積極的に活用し資質向上に努める。

- ・月一回の職員全員による会議の定例化に努め、職員による子どもへの対応を統一し、情報の共有を図る。

6 子どもの権利擁護【権利擁護】

- ・一時保護中の子どもの外出、通信、行動等の制限は、一時保護の目的を達成するために要する必要最小限とする。併せて、子どもの在籍する学校や幼稚園などと連携し、学習の機会を保障するなど、子どもの利益に配慮し教育を受ける権利を最大限保障する方法を検討する。
- ・また、子どもの意見や苦情を受けるために意見箱を設置したり、外部から意見表明支援員の定期的な訪問を受けたりして、意見表明権を確保する体制を整備する

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年8月1日（契約日）～ 令和5年1月30日（評価結果確定日）
--------	--------------------------------------

⑤総評

●総評

- ・岐阜県中央子ども相談センター（一時保護所）は、県内各児童相談所が一時保護を決定した児童を受け入れている。一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われるが、子どもの安全確保のみならず、一時保護中においても子どもの権利は最大限保障されるべきものである。より一層、子どもの権利擁護を図るため、当一時保護所は、既に自己評価、外部評価を実施しているが、今回更に第三者評価を受審している。子ども支援の資質の向上への取組みは高く評価できる。
- ・各評価項目「子ども本位の養育支援」、「一時保護の環境及び体制整備」、「一時保護所の運営」、「一時保護所における子どもへのケア・アセスメント」、「一時保護所の開始及び解除手続き」についての評価は概ね良好である。今後は「b」評価については、検討と対策を重ね「a」評価へのランクアップへの取組みが期待される。
- ・要検討課題としてあげるとすれば、「職員研修計画（スーパーバイズ）」、「マニュアルの更なる整備」、「4相談所との連携強化」、重大事故未然防止のための「ヒヤリハットの取組み」が期待される。

●子ども本位の養育支援（No.1～No.14）

a	b	c	合計
8	6	0	14

- 入所児童の権利擁護、一時保護の理由、見通しや、ここでの生活など、子どもたちが抱えている心配事については、昨年度に作成された「子どもの権利ノート」を利用して、丁寧に説明されている。
- 「子どもの権利ノート」は、1子どもの権利について、2一時保護について、3一時保護所での生活、4退所する時、対処した後について、26ページに亘り、ルビがふられ、イラストの入った小冊子にわかりやすくまとめられている。
- 子どもの権利擁護や、意見要望については、職員に直接相談できない悩みを記入できるよう意見箱が設置されている。意見箱も小鳥の巣箱に似せた可愛らしい箱にするなど配慮されている。また、月2回人権擁護委員に相談できる機会を設け、前日までに人権擁護委員が来所し、相談できることを入所児童に周知している。
- 子どもたちのエンパワメントつながる養育・支援の一環として、子どもたちが積極的に発言できる場（子ども会議など）の設定など更なる雰囲気作りが期待される。

●一時保護の環境及び体制整備（No.15～29）

a	b	c	合計
8	7	0	15

- 整備後5年を経過した現施設は、一時保護所として必要な諸室や設備はすべて整備されているといえる。子ども一人ひとりが個別性を尊重した生活を送ることができ、生活環境としては適切である。ただ、生活場面の中で外風景を見ることができない閉塞感は否めない。植栽などを利用した景色への配慮が期待される。
- 職員の専門性への取組みについては、研修が重要視される。一時保護所として養育・支援の質の向上のために設定した目標とその目標達成のための具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から、各研修が位置づけされた研修計画の構築が期待される。
- 職員間の情報共通・引継ぎは適切である。申し送りノート、ホワイトボードの活用、課内会議などが有効に機能している。
- 児童福祉司や児童心理司との連携については、岐阜県内には一時保護所は2か所あり、当所は、岐阜・西濃・中濃・東濃の4か所の児童を保護する一時保護所であるが、中濃・東濃とは距離もあり、児童福祉司との連携が密であるとは言い難い。今後の課題である。
- 医療機関との連携については、ほぼ適正に行われている。今後の課題として、児童の心理的な状態が不穏になったり、行動化が激しい場合の対応について、精神科医療機関などの協力を得て緊急の受診や通院、投薬治療、入院などの適切な対応ができるシステムの更なる構築が期待される。

●一時保護所の運営 (No.30~No.54)

a	b	c	合計
15	10	0	25

- ・レクリエーション活動は自由時間を中心に行われている。平日はテレビ、漫画、オセロなどのボードゲーム、トランプなどのカードゲーム、ブロックなど、様々なジャンルの玩具が準備され、土日はポータブル DVD の貸し出しや、音楽を聴くこともできる。屋外活動ではグラウンドがあり、バスケットボール、サッカー、幼児には砂場も用意されている。室内スポーツでは卓球ができるプレイルームもある。
- ・食事・衣服・睡眠・健康管理・学習支援も適切に行われている。未就学児の保育指導計画が現在検討されている。未就学児童が多い場合には、年齢、発達に応じ別室で職員が配置される。
- ・特別なケアの実施、配慮が必要な子どもへの対応については、様々なケースがあり、それぞれについての対応マニュアルが必要となる。また、職員にはマニュアルに沿った対応が求められる。現実にはその事例がないためマニュアルが未整備でも、万が一に備えたマニュアルの整備が求められるところである。
- ・子どもたちの養育支援に関する標準的な実施方法は文書化され、マニュアル化されている。今後は更に、マニュアルの見直し、マニュアルの研修、マニュアルに基づくケアの実施の確認等が期待される。

●一時保護所における子どもへのケア・アセスメント (No.55~No.60)

a	b	c	合計
3	2	0	5

- ・「行動観察記録表」、「観察会議録」、「入所カンファレンス」、「健康診断台帳」、「インシデントレポート」は克明に記載され、一時保護を行うにあたり、子どもの養育・支援に必要な情報が把握され、集団生活に合流して問題がないことが確認されている。
- ・すべての入所児童に個別対応プログラムは作成されていないが、必要に応じて日課を変更し、担当福祉司、心理司と連携し個別プログラムを作成して対応されている。

●一時保護所の開始及び解除手続き (No.60~No.64)

a	b	c	合計
4	0	0	4

- ・入所にあたり、入所児童が保護所での生活に困らないよう、必要な物品はいつでも貸出しができるように準備されている。また途中から私服や私物を使用したい場合には担当福祉司に伝え、家庭から持参できるようにしている。
- ・入所時、心理的に大切な私物の持参を申し出た場合には、危険なものでなければ、所持できるよう配慮されている。
- ・保護解除時または保護の継続判断は、児童相談所家庭支援課と保護課の緊密な連携により行われる。児童の様子については観察会議の際に心理士が児童の様子を丁寧に説明し、

日々の生活記録については児童相談所システムでいつでも把握できるようになっている。

- 児童が入所時や入所中に持ち込んだ私物は、詳細をすべて記録し、退所時に返却する際に確認している。

⑥第三者評価結果に対する事業所のコメント

事前に所内で実施する自己評価が大切であることや第三者評価実施を機に必要なマニュアルの整備を行うことなど助言を受け、今回の第三者評価を実施した。今まで当たり前だと思っていたことを明確な視点をもって見直すことができ、今後の改善点が明らかになった。

今後は、記録やツールの有無の確認など書類だけでなく、入所児童の様子や職員の児童への接し方などを確認してもらい、入所児童との接点をもてる機会を確保していただきたい。

評価結果については、真摯に受け止め、子どもたちのために次回の第三者評価に向けて改善に取り組みたい。

⑦第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。